



令和7年第3回

大阪南消防組合議会

定例会会議録

令和7年11月10日開会
令和7年11月10日閉会

大阪南消防組合議会

令和7年第3回大阪南消防組合議会定例会会議録

◇令和7年11月10日（月）午前10時0分より大阪南消防組合屋内訓練場において開会

◇議事日程

日程第1	議会運営委員会委員長報告
日程第2	会議録署名議員の指名について
日程第3	会期の決定について
日程第4	議長の辞職許可について
日程第5 選挙第2号	議長の選挙について
日程第6	副議長の辞職許可について
日程第7 選挙第3号	副議長の選挙について
日程第8 選任第1号	議会運営委員会委員の選任について
日程第9 報告第9号	専決処分報告について「損害賠償の額の決定について」
日程第10 議案第15号	大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第11 議案第16号	大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について
日程第12 議案第17号	大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例及び大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第18号	大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正について
日程第14 議案第19号	令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第1号）について
日程第15 認定第1号	令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	一般質問について
追加日程第1	閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（18名）

1番	遠藤智子議員
2番	林 史隆議員
3番	峯 弘之議員
4番	黒川 実議員
5番	生田達也議員
6番	西田いく子議員
7番	辰巳真司議員
8番	三島克則議員
9番	中村保治議員
10番	古澤 悟議員
11番	國下尊央議員
12番	高田伸也議員
13番	西川 宏議員
14番	峯 満寿人議員
15番	奥山 渉議員
16番	阪本菜津代議員
17番	片山敬子議員
18番	南本 斎議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	富宅正浩
副管理者	吉村善美
副管理者	西野修平
副管理者	山入端 創
副管理者	岡田一樹
副管理者	田中祐二
副管理者	森田昌吾
代表監査委員	植田眞功
消防局長	保田知孝
局次長兼柏羽藤署長	永橋宏隆
局次長	安尾光弘
富田林署長	山口慎太郎
警防部長	武田嘉泰
河内長野署長	北野一明
総務部長	北野佳則
総務部次長	向井康浩
警防部次長	兼崎陽太
指令センター長	市原英和
警防部次長	井上真則

○職務のため出席した職員

書記長	日山達男
担当職員	宮崎充弘
書記	小林大吾
担当職員	山口賢也
担当職員	大西正史

○辰巳真司議長 始まる前に、河内長野の西野市長が交通事情で少し遅れておられます。それと千早赤阪村の菊井村長につきましては本日欠席となりますのでご了承よろしくお願ひいたします。

それではただいまから始めたいと思います。

△開会 午前10時0分

○辰巳真司議長 皆さま、おはようございます。本日は、令和7年第3回大阪南消防組合議会定例会の開催にあたり、ご通知を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変ご多忙中にもかかわりませず、ご参集いただきまして厚く御礼を申し上げます。

本定例会の運営にあたりまして、円滑な議事の進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

それでは、開会にあたりまして消防組合管理者から、ご挨拶をお受けしたいと思います。

◎富宅正浩管理者 議長。

○辰巳真司議長 富宅管理者。

◎富宅正浩管理者 皆様、改めましておはようございます。管理者の柏原市長富宅でございます。

令和7年第3回大阪南消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご参集を賜り、まことにありがとうございます。

本日は、報告案件1件、人事案件1件、条例改正3件、予算案件1件、決算認定1件の合計7案件をご提案させていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願ひいたします。

○辰巳真司議長 ありがとうございました。

ここで今回河内長野市において補欠選挙、柏原市及び羽曳野市において選挙がございましたので、新たに選出されました議員の皆様にご挨拶をお願いしたいと思います。

まず河内長野市、林議員にお願いいたします

◆（林史隆議員） おはようございます。河内長野市の林です。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○辰巳真司議長 ありがとうございます。次に柏原市議員の皆様にお願いいたします。

◆（峯弘之議員） 柏原市選出の峯弘之でございます。引き続き消防組合でお世話になります。よろしくお願ひいたします。

◆（中村保治議員） 柏原市の中村保治です。引き続きよろしくお願ひいたします。

◆（奥山渉議員） 同じく柏原市の奥山渉でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

○辰巳真司議長 次に羽曳野市議員の皆様にお願いいたします。

◆（黒川実議員） 羽曳野市議会選出の黒川です。よろしくお願ひいたします。

◆（古澤悟議員） 羽曳野市議会選出の古澤です。よろしくお願ひいたします。

◆（阪本菜津代議員） 羽曳野市議会選出の阪本菜津代でございます。よろしくお願ひいたします。

○辰巳真司議長 ありがとうございました。

ここで出席議員を確認いたします。ただ今の出席議員は18名となり、定足数に達しております。よって、ただ今から令和7年第3回大阪南消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議に入ります。

このたび改選にあたりまして議員の議席の指定を行いたいと思います。2番 林史隆議員、3番 峯弘之議員、4番 黒川実議員、9番 中村保治議員、10番 古澤悟議員、15番 奥山渉議員、16番 阪本菜津代議員。

以上のとおり各議員の議席を指定いたします。よろしくお願ひいたします。

△開議

○辰巳真司議長 それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議会運営委員会委員長報告を議題といたします。片山敬子議会運営委員会委員長、ご報告を願います。

◆ 17番（片山敬子議員） （挙手）議長。

○辰巳真司議長 片山委員長。

◆ 17番（片山敬子議員） 皆様おはようございます。議会運営委員会の片山敬子でございます。

ただいまから、去る10月21日と本日9時30分に開催いたしました議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

まず本定例会の日程につきましては、お手元の議案書議事日程表どおり16件となっております。

定例会の流れといたしましては、まず、議長より会議録署名議員の指名をおこない、続いて会期を決定いたします。なお、会期は、本日、令和7年11月10日、1日間とさせていただきました。

また、本定例会は役員改選となっておりますので、まず議長の辞職許可については、副議長の議事運営により、議長の辞職について、を議題とし、辞職を許可した後、直ちに議長の選挙を行い、新議長を選出、就任の挨拶を受けて交代いたします。

続いて副議長の辞職許可について、を議題とし、辞職を許可した後、直ちに副議長の選挙を行い、新副議長を選出し、就任の挨拶を受けます。

次に、議会運営委員会委員選任を議長による指名推選の方法で行い、その後会議を暫時休憩し、委員会委員長及び副委員長を互選するため3階作戦室に於いて議会運営委員会を開催いたします。

委員長、副委員長が決まりましたら、議会運営委員会を終了して定例会を再開し、議案に移ります。

本日の提出議案は報告案件が1件、人事案件が1件、条例改正3件、予算関係が1件、決算認定1件となっており、最後に一般質問となっております。一般質問の後議会運営委員会から閉会中の継続調査の申出を日程に追加し、議題とする予定です。

以上が本日の議事日程など、当委員会で協議決定いたしました内容でございます。議員各位におかれましては、よろしくご理解をいただき、円滑なる議会運営ができますことをお願い申し上げまして、報告を終わらせていただきます。

○辰巳真司議長 ただいまの委員長報告どおり本定例会の運営を行いますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。

○辰巳真司議長 次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において15番 奥山涉議員、16番 阪本菜津代議員を指名いたします。

○辰巳真司議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日間と決しました。

○辰巳真司議長 さて、私、このたび議長の職を辞職したく、本日付けをもって辞職願を提出しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、副議長と交代させていただきます。

[辰巳議長降壇除斥 三島副議長 議長席に着く]

○三島克則副議長 それでは、私から議事を進めさせていただきます。

日程第4、議長の辞職許可について、を議題とします。本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、該当者は除斥の対象と認められます。

本日付けで辰巳議長から提出されました辞職願を、議会書記長に朗読していただきます。書記長お願いします。

[日山達男書記長 登壇]

◎日山達男書記長 辞職願

私儀、今般一身上の都合により大阪南消防組合議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により議会の許可が得られますようお取り計らい願います。

令和7年11月10日

大阪南消防組合議会副議長 三島克則様

大阪南消防組合議会議長 辰巳 真司

以上でございます。

○三島克則副議長 朗読は終わりました。

お諮りします。辰巳真司議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○三島克則副議長 ご異議なしと認めます。よって辰巳真司議員の議長の辞職を許可することに決しました。辰巳真司議員の入場を許可いたします。

[7番 辰巳真司議員 入場]

○三島克則副議長 ただいま議長が欠員となりました。よって日程第5、選挙第2号 議長の選挙について、を議題とします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○三島克則副議長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名は私の方から行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○三島克則副議長 ご異議なしと認めます。よって指名は私から行います。

大阪南消防組合議会議長に河内長野市から選出されております峯満寿人議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました峯満寿人議員を大阪南消防組合議会議長の当選人と定

めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起ころ〕

○三島克則副議長 ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました峯満寿人議員が満場一致をもちまして大阪南消防組合議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました峯満寿人議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

ただいま議長に当選されました峯満寿人議員から発言の申し出がありますので、許可します。

〔峯満寿人議長 登壇〕

○峯満寿人議長 おはようございます。ただいま議員皆様のご承認をいただきまして、この重責であります組合議会議長を辰巳前議長から引き継がせていただきまして、受け継がせていただくこととなりました、河内長野市議会選出の峯満寿人でございます。

もとより浅学非才な私でございますがどうか皆様のご協力を賜りまして、円滑な議会運営と、また南河内における消防力の向上に微力ながら努めてまいりたいと考えておりますので、どうか議員皆様、また理事の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶と、また御礼に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○三島克則副議長 それでは、私の任務はこれで終わりましたので、新議長と交代します。ご協力ありがとうございました。

〔三島副議長降壇 峰議長 議長席に着く〕

○峯満寿人議長 あらためまして、議長に就任をさせていただきました峯満寿人でございます。円滑な議事進行に努めてまいりたいと思います。皆様方のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは議事を進めさせていただきます。

○峯満寿人議長 日程第6、副議長の辞職許可について、を議題といたします。本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、該当者は除斥の対象と認められますので、三島議員の除斥を求めます。

〔三島副議長除斥〕

○峯満寿人議長 本日付けで三島副議長から提出されました辞職願を、議会書記長に朗読していただきます。書記長よろしくお願ひします。

〔日山達男書記長 登壇〕

○日山達男書記長 辞職願

私儀、今般一身上の都合により大阪南消防組合議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により議会の許可が得られますようお取り計らい願います。

令和7年11月10日

大阪南消防組合議会議長 様

大阪南消防組合議会副議長 三島克則

以上でございます。

○峯満寿人議長 朗読は終わりました。

お諮りします。三島克則議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起ころ〕

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって三島克則議員の副議長の辞職を許可することに決しました。三島克則議員の入場を許可します。

〔8番 三島克則議員 入場〕

○峯満寿人議長 次に日程第7、選挙第3号 副議長選挙について、を議題といたします。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起ころ〕

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名は私の方から行なうこととさせていただきます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、指名は私から行います。

大阪南消防組合議会副議長に、柏原市から選出されております、中村保治議員を指名いたします。

お諮りします。ただ今指名いたしました中村保治議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、中村保治議員が満場一致をもちまして消防組合議会副議長に当選されました。

ただ今副議長に当選されました、中村保治議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、中村保治議員から発言を求められておりますので許可をいたします。

[中村保治 副議長 登壇]

◆中村保治副議長 皆様おはようございます。柏原市の中村保治でございます。峯議長のご指名をいただき、また、議員さんのこの満場一致をもちまして推挙賜りました。微力ながらこの消防行政をですね、しっかりと峯議長とともに取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○峯満寿人議長 ありがとうございました。それでは、引き続き議事を進めます。

[西野修平河内長野市長入室]

○峯満寿人議長 次に日程第8、選任第1号 議会運営委員会委員の選任について、を議題といたします。

お諮りします。本件につきましては、私から指名による選任とすることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、私から指名いたします。

議会運営委員会委員に1番 遠藤智子議員、3番 峯弘之議員、4番 黒川実議員、6番 西田いく子議員、8番 三島克則議員、11番 國下尊央議員、12番 高田伸也議員、18番南本斎議員。

以上の方々を指名します。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました議員は、議会運営委員会委員に選任されました。

それでは、ここで暫時休憩し、休憩中に議会運営委員会を3階作戦室でお開き願い、正副委員長の互選をお願いいたします。休憩いたします。

△休憩 午前10時27分

△再開 午前10時39分

○峯満寿人議長 それではこれより本会議を再開いたします。

ここでご報告いたします。休憩中に開かれました議会運営委員会において正副委員長の互選が行われました。結果、委員長に高田伸也議員、副委員長に西田いく子議員がそれぞれ互選されましたので、お知らせいたします。

○峯満寿人議長 次に、日程第9、報告第9号 専決処分報告について、を議題といたします。理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。消防局長、保田です。

○峯満寿人議長 保田消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい。恐れ入りますが、議案書8ページをお開きください。

専決させていただきました内容は、損害賠償の額の決定について、でございます。これは、地方自治法第180条第1項の規定及び管理者の専決処分事項の指定によりまして、専決処分させていただいたことについて報告するものでございます。

案件は5件ございます。1件目から順次ご説明いたします。議案書9ページ、議案参考資料1ページをお開きください。令和7年6月6日午前8時50分頃救急活動中に発生した事故で、救急資機材を傷病者宅2階から救急車へ搬送する際、1階玄関の壁掛け鏡に資機材が接触、鏡を床面に落下させ、床面付近の巾木が破損したるものでございます。損害賠償の額は破損した巾木の修繕費用5万5,880円で、消防業務賠償責任保険から全額補填されます。

2件目、議案書10ページ、議案参考資料2ページをお開きください。令和7年5月21日午前1時50分頃建物火災での消防活動中に発生した事故で、出火建物に隣接するビルの敷地内に進入して消火活動を行おうとした際、施錠されていた門扉を解錠するため南京錠を切断するべきところを、誤りまして門扉本体のかんぬきを切断したものでございます。損害賠償の額はかんぬきの修繕費用10万5,600円で、消防業務賠償責任保険から全額補填されます。

3件目、議案書11ページ、議案参考資料3ページをお開きください。令和7年8月12日午前10時45分頃救急活動中に発生した事故で、傷病者の搬送経路を確保するため居室内の机を動かしたところガラス戸に机の角が接触、ガラスが外れて床面に落下し破損したるものでございます。損害賠償の額は破損したガラスの損害賠償費用1万9,085円で、消防業務賠償責任保険から全額補填されます。

4件目、議案書12ページ、議案参考資料4ページをお開きください。令和7年4月15日午後8時32分頃救急活動中に発生した事故で、傷病者をストレッチャーに収容しベルトで固定して搬送していた際、道路の段差に接触してストレッチャー一本体が傾き、上半身を投げ出された傷病者の頭部が地面に接触し負傷するとともに、着用していた眼鏡が破損したるものでございます。損害賠償の額は頭部治療費用、破損した眼鏡と慰謝料26万7,614円で、消防業務賠償責任保険から全額補填されます。

最後に5件目、議案書13ページ、議案参考資料5ページをお開きください。令和7年8月13日午後10時33分頃建物火災での消防活動中に発生した事故で、延焼状況の確認のため住人の案内により出火建物付近の住宅敷地内に進入したところ、隊員の携行資機材が駐車していた軽乗用車に接触、車両の右部分を損傷させたものでございます。損害賠償の額は破損した車の修理費用11万2,200円で、消防業務賠償責任保険から全額補填されます。

以上が損害賠償の額の決定に関する報告となります。よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○峯満寿人議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[「質疑なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ないようですので、質疑を終わります。

なお、報告第9号については、地方自治法第180条第2項の規定により、報告のみで、議決対象ではございません。

○峯満寿人議長 次に、日程第10、議案第15号 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○峯満寿人議長 保田消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい。恐れ入りますが議案書14ページ、議案参考資料6ページをお開きください。日程第10、議案第15号 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めるについて、でございます。

監査委員は、地方自治法第196条第1項の規定により消防組合議会から1名並びに識見を有する者から1名を選出していただいております。今回、消防組合議会から選出していただく監査委員におかれましては、役員選出に関する申し合わせ事項におきまして、藤井寺市選出議員の中から監査委員を選任することとなっております。

そこで、財務管理のほか行政運営等にすぐれた見識を持っておられます議員にお願いしたいと存じます。お名前は、片山敬子様。ご住所、藤井寺市古室、昭和36年生まれの64歳でご

ざいます。

以上、簡単な説明で誠に申し訳ございませんが、よろしくご審議、ご同意いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○峯満寿人議長 本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、該当者は除斥の対象と認められますので、片山敬子議員の除斥を求めます。

[17番 片山敬子議員 退室除斥]

○峯満寿人議長 本件につきましては、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。

それではお諮りします。日程第10、議案第15号 大阪南消防組合監査委員の選任につき同意を求めるについてには、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号については、原案どおり同意することに決しました。片山敬子議員の入場を許可いたします。

[17番 片山敬子議員 入室]

○峯満寿人議長 次に、日程第11、議案第16号 大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について、を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

○保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○峯満寿人議長 保田消防局長。

○保田知孝消防局長 はい。恐れ入りますが議案書15ページ、議案参考資料7ページをお開きください。日程第11、議案第16号 大阪南消防組合火災予防条例の一部改正について、でございます。これは先般の岩手県大船渡市など各地で起きました林野火災を受けて国の通知に基づき当消防組合火災予防条例を改正するものでございます。

主な改正内容の1点目につきましては、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限について、住宅等における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、廃止とします。

2点目、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができます。

3点目、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生危険性を勘案して、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域を指定できることとします。

4点目、火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に係る届出につきまして、以前から含まれていた、たき火届出の徹底を図るため、これを明記します。また当該届出の対象となる期間及び区域を指定することができます。

なお、この条例の施行日は令和8年1月1日としております。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○峯満寿人議長 説明は終わりました。これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

◆ 6番 (西田いく子議員) (挙手) 議長。

○峯満寿人議長 6番西田議員。

◆ 6番 (西田いく子議員) おはようございます。今回の条例改正は、高乾燥期対策や野焼き等の抑止を目的としていると理解しておりますけれど、この改正によって、消防が持つ権限が実質的に強化されることがあるのでしょうか。

また、今後の国庫補助や特別地域対策事業など、国の支援制度に反映されるようなことがあるのでしょうか、また新たな財政的な支援はないのでしょうか。以上、お尋ねいたします。

○峯満寿人議長 只今の件につきまして、答弁を求めます。

○武田嘉泰警防部長 (挙手) 議長。警防部長、武田です。

○峯満寿人議長 武田警防部長。

◎武田嘉泰警防部長 はい。お答えいたします。

今回の条例改正は、本年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受け、総務省消防庁の指針に基づき、消防法第22条に規定されている火災警報の規定を準用し、林野火災に限定した発令基準を新たに設け「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令し、林野火災への注意喚起体制を強化するものでございます。

権限につきましては「林野火災警報」発令時には屋外での火の使用制限に罰則規定がございますが、これは従来からの制度の位置づけとなることから、権限の強化というよりは、適正な執行を担保する環境整備という位置づけであり、新たな権限強化ではございません。

次に、国庫補助との関係についてですが、本改正で新たな補助制度が設けられるものではございません。既に「消防防災施設整備費補助金」や「林野火災特別地域対策事業」などが運用されておりますことから、今後におきましても林野火災をはじめ、あらゆる災害対策を強化してまいります。以上でお答えとさせていただきます。

◆ 6番（西田いく子議員）（挙手）議長。

○峯満寿人議長 6番西田議員。

◆ 6番（西田いく子議員） 答弁ありがとうございます。

今回の条例改正は、新たな権限の強化というよりも、地域の実情に即した注意喚起や予防体制の明確化であること、そして住民の防災意識の向上を目的としている点を理解いたしました。ま

た、林野火災への対策として、既に国庫補助や特別地域対策事業などの制度が整備されており、今回の改正がそれらと整合しながら地域防災力の底上げにつながることを期待しております。

万が一、森林が焼失すると、保水能力が低下し、台風や集中豪雨などの時に土砂崩れなどの自然災害が起こりやすくなり、大きな損害が発生するおそれがあります。林野火災の多くは、火の取り扱いの不注意から発生することが多いとのことですから、火災の多くは、私たち住民、一人一人が気をつけなければ防ぐことができる灾害です。

今後は、気象条件や地域特性に応じた柔軟な発令運用と、住民への周知啓発をさらに進めていただき、組合全体で「火災を起こさない地域づくり」これを推進していくことを強く要望いたします。ありがとうございます。

○峯満寿人議長 他、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声起ころ〕

○峯満寿人議長 ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。日程第11、議案第16号 大阪南消防組合火災予防条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起ころ〕

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第16号につきましては、原案どおり可決することに決しました。

○峯満寿人議長 次に、日程第12、議案第17号 大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例及び大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

◎保田知孝消防局長（挙手）議長。

○峯満寿人議長 保田消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい。恐れ入りますが議案書18ページ、議案参考資料14ページをお開きください。日程第12、議案第17号 大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例及び大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、でございます。

この改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたこと及び仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、国と同様の措置を講じることから関連条例の一部を改正するものでございます。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正といたしまして、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業を第1号部分休業とし、新たに、1年につき10日相当の範囲で取得できる、第2号部分休業を追加するものでございます。これらの部分休業は、毎年4月1日から、

翌年3月31日の期間で、請求を申し出ることができるものとしております。

また、第2号部分休業を請求できる時間の上限は、年度につき非常勤職員以外の職員が、7時間30分、非常勤職員が1日あたりの勤務時間に、10を乗じて得た時間とし、それぞれ1時間を単位として承認するものと規定しております。

さらに、第1号部分休業を請求した場合の取り扱いといたしまして、現行は、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認できるものとしておりましたが、これを廃止いたします。

次に、大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正といたしまして、本人または配偶者の妊娠出産等の申し出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供、及び意向確認を行うなどを規定しております。

なお、附則におきましてこの条例の施行日は令和7年12月1日、附則の第3項については公布の日としております。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○峯満寿人議長 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

[「質疑なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。日程第12、議案第17号 大阪南消防組合職員の育児休業等に関する条例及び大阪南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第17号につきましては、原案どおり可決することに決しました。

○峯満寿人議長 次に、日程第13、議案第18号 大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正について、を議題といたします。

理事者に説明を求めます。

○保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○峯満寿人議長 保田消防局長。

○保田知孝消防局長 はい。恐れ入りますが議案書23ページ、議案参考資料22ページをお開きください。日程第13、議案第18号 大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正について、でございます。

これは、これまで内規で定めておりました功労者表彰の条件を条例に明記することを目的としており、併せてこれまで一部の幹部職員のみ対象となっていた職員に対する功労者表彰を廃止するものでございます。今回条件を明記することにより、明記された対象者については議会に諮ることなく受賞できることとし、明記されていない対象者については、これまでどおり議会で諮ることとしております。なお、この条例の施行は、公布の日といたします。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願ひ申し上げます。以上でございます。

○峯満寿人議長 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

[「質疑なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。日程第13、議案第18号 大阪南消防組合消防功労者表彰条例の一部改正については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第18号につきましては、原案どおり可決することに決しました。

○峯満寿人議長 次に、日程第14、議案第19号 令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

理事者より説明を求めます。

◎保田知孝消防局長 (挙手) 議長。

○峯満寿人議長 保田消防局長。

◎保田知孝消防局長 はい。恐れ入りますが議案書25ページをお開きください。日程第14、議案第19号 令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第1号)でございます。

これは今年度予算計上しております資機材搬送車の更新につきまして、今年度中の納入ができないことが判明したため、納期を延長するため、次年度に繰越明許をお願いするものでございます。

以上、簡単な説明で誠に恐縮ではございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○峯満寿人議長 説明が終わりました。これより質疑にはいります。質疑はございませんか。

◆ 6番 (西田いく子議員) (挙手) 議長。

○峯満寿人議長 6番西田議員。

◆ 6番 (西田いく子議員) すみません、この資機材搬送車が今年度中に納入できず繰越となることについてお尋ねします。

資機材搬送車の耐用年数、今年度に更新したかったこの車両が次年度になることで、車検時や納車までの減車など負担が増えることはないのでしょうか。

また、昨今、特殊車両に限らず、乗用車でも納車に日数を要していますけれど、この原状を踏まえた上での車両更新についてどうお考えなのかもお答えください。

○峯満寿人議長 只今の件について、答弁を求めます。

◎武田嘉泰警防部長 (挙手) 議長。

○峯満寿人議長 武田警防部長。

◎武田嘉泰警防部長 はい、お答えさせていただきます。

資機材搬送車の耐用年数につきましては、大阪南消防組合消防車両及び消防機械に関する規程第22条に更新はおおむね15年とすると定められています。

納車が遅れることによる負担につきましては、消防広域化により車両の台数も増加し、代替車両でも十分対応できることから、特段の支障や負担の増加は生じておりません。

また、議員も懸念されておられる納車に日数を要している現状を踏まえ、債務負担行為を設定し、2か年計画にて車両更新を行うなどの予定としております。以上でお答えとさせていただきます。

◆ 6番 (西田いく子議員) (挙手) 議長。

○峯満寿人議長 6番西田議員。

◆ 6番 (西田いく子議員) 答弁ありがとうございます。

社会情勢の変化により車両の納品が繰越しになるなどの状況ですけれど、様々な面での負担が増えることがないよう引き続きお願ひいたします。

また、消防広域化の効果も含め、今後も消防力の強化を目指した対策を講じていただくようお願い申しあげます。ありがとうございます。

○峯満寿人議長 他に質疑はございませんか。

[「質疑なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。日程第14、議案第19号 令和7年度大阪南消防組合一般会計補正予算(第1号)は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第19号につきましては、原案どおり可決することに決しました。

○峯満寿人議長 次に、日程第15、認定第1号 令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、を議題といたします。

会計管理者の説明を求めます。

◎向井康浩会計管理者 (挙手) 議長。会計管理者、向井です。

○峯満寿人議長 向井会計管理者。

◎向井康浩会計管理者 それでは、認定第1号、令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決

算について、ご説明申し上げます。お手元の決算書、2ページをお開き願います。

歳入歳出の款項別収支決算状況につきまして、まず、2ページの歳入をご説明申し上げます。款1分担金及び負担金、項1分担金の収入済額は、62億490万6,000円でございます。

これは、大阪南消防組合を構成しております8市町村からの分担金でございます。分担金の按分方法は、柏原市、羽曳野市、藤井寺市の3市が基準財政需要額割となっており、その他の5市町村は基準財政需要額割を含む、5市町村で締結した協定書に基づいた2段階割を用いた按分となっております。

次に、款2使用料及び手数料の収入済額は、567万5,720円でございます。内訳といたしまして、項1使用料2万6,470円を受け入れております。これは、消防庁舎敷地内の電柱敷地使用料9本分、公衆電話 BOX 敷地使用料1基分でございます。項2手数料564万9,250円を受け入れております。これは、危険物施設の検査手数料等、条例に基づく手数料でございます。

次に、款3国庫支出金の収入済額は、2,747万3,529円でございます。内訳といたしまして、項1国庫補助金1,477万7,000円を受け入れております。これは、緊急消防援助隊に登録する高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材への補助金でございます。項2国庫負担金1,269万6,529円を受け入れております。これは、令和6年能登半島地震に出動しました緊急消防援助隊の活動費に対する負担金でございます。

次に、款4財産収入につきましては、収入がございませんでした。

次に、款5繰越金、項1繰越金の収入済額は、1,943万7,443円でございます。これは、令和5年度の剰余金を受け入れたものでございます。

次に、款6諸収入の収入済額は、1,821万2,943円でございます。内訳といたしまして、項1消防組合預金利子58万8,645円を受け入れております。これは、歳計現金の運用利子でございます。項2雑入1,762万4,298円を受け入れております。これは、派遣人件費補填金、救急支弁金、等でございます。

次に、款7組合債、項1組合債の収入済額は、1億5,210万円でございます。これは、各署所感染症対策に係る施設整備、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材などについて、組合債を発行したものでございます。

以上、歳入合計の収入済額は、64億2,780万5,635円でございます。

続きまして、4ページの歳出をご説明申し上げます。

款1議会費、項1議会費の支出済額は、235万6,020円でございます。これは、消防組合議会運営諸経費でございます。

次に、款2総務費の支出済額は、3億937万5,785円でございます。内訳といたしまして、項1総務管理費3億923万1,786円でございます。これは、主に管理者・副管理者等の諸経費、職員の退職手当及び公平委員の報酬でございます。項2監査委員費14万3,999円でございます。これは、監査委員の報酬でございます。

次に、款3消防費、項1消防費の支出済額は、56億1,161万5,251円でございます。これは、職員の給与・手当等と消防業務運営のための維持管理費等の諸経費でございます。また、翌年度繰越額の3億3,947万4,737円は、35mはしご車、水槽車、ポンプ車の合計3台分の納車が遅延したこと、更に別のポンプ車の主ポンプの交換に係る部品の調達が遅延し、繰越明許させていただいたものでございます。

次に、款4公債費、項1公債費の支出済額は、4億329万1,633円でございます。これは、組合債に係る元利償還金でございます。

次に、款5予備費、項1予備費につきましては、支出済額はございません。

以上、歳出合計の支出済額は、63億2,663万8,689円でございます。

歳入歳出差引残高は、1億116万6,946円でございます。こちらは、令和7年度へ繰越とさせていただきます。

また、歳入歳出の細目につきましては、5ページ以降の一般会計歳入歳出決算事項別明細書に記載しております。27ページ以降は、一般会計実質収支に関する調書と財産に関する調書となっておりますので、後ほど併せてご参照していただきますようお願い申し上げます。

以上で、令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきります。よろしくご審議、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○峯満寿人議長 それでは、令和7年8月20日に行われました、決算の審査結果を代表監査委員から報告を受けます。

◎植田眞功代表監査委員 (挙手) 議長。

○峯満寿人議長 植田代表監査委員。

◎植田眞功代表監査委員 代表監査委員の植田でございます。よろしくお願ひいたします。

議案書の27ページをお開き願います。令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の審査結果の報告をいたします。

審査につきましては、わたくし、植田と中村監査委員で行いました。次の28ページをお開き願います

第1、審査の対象につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算でございます。

第2、審査の期日は、令和7年8月20日に大阪南消防組合2階会議室で審査を実施いたしました。

第3、審査の方法は、令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算書及び付属書類が関係法令に準拠して作成されているか、また、決算の計数が正確であるかを関係諸帳簿、証書類と照合して、予算の執行状況の適否について確認するとともに、審査の必要に応じて関係者の説明を聴取するなどの方法により実施いたしました。

第4、審査の結果。審査に付された決算書及び付属書類は計数的に正確であり、政令で定める書類、その他の証書類も適正に整備されておりました。

第5、審査の意見。本決算は、令和6年4月1日からの消防広域化後、初の決算であり、組織及び財政規模が拡大する中で、いずれも法令に定める様式により作成され、計数的にも正確であり、予算執行も適切であったと認められます。

歳入につきましては、分担金を主財源としつつ、国庫補助金や有利な地方債を適切に活用しており、歳出につきましても消防車両や資機材の更新が一部繰越しとなったものの、計画的な整備が進められており、今後の円滑な執行が期待されます。

今後も人件費の増加や車両整備費の繰越し等が見込まれることから、持続可能な財政運営の観点から、中長期的な財政シミュレーションに基づく計画的な執行を強く要望いたします。

また、消防職員の勤務形態は不規則であることから、ストレスケアや健康管理への配慮を引き続きお願い申し上げます。併せて、老朽化が進む署所の改修について計画的に取り組み、持続可能な消防体制の確立に努められるよう要望いたします。

さらに、本決算は広域化後初めての決算であることから、関係市町村との緊密な連携のもと、効率的かつ公平な消防行政の推進が極めて重要であります。今後は、広域化の効果を十分に發揮し、人口減少や採用環境の変化に伴う人材確保の課題に対応するとともに、大規模災害に備え、防火・救急に関する住民への普及啓発を一層充実させ、地域住民の安全・安心の確保につながる取組を期待いたします。

大阪南消防組合 代表監査委員 植田 眞功

監査委員 中村 保治

以上のとおり、令和6年度決算審査の結果を申し述べ、報告を終わらせていただきます。

○峯満寿人議長 代表監査委員の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

◆ 6番 (西田いく子議員) (挙手) 議長。

○峯満寿人議長 6番西田議員。

◆ 6番 (西田いく子議員) 「損害賠償の額の決定について」の専決処分が、議会ごとに報告されておりますけれど、令和6年度、何件あったのでしょうか？

費用について「消防業務賠償責任保険により全額補填されます」とのことですが、決算書のどこに歳出として、書かれているのでしょうか？

消防業務賠償責任保険料は、どのような基準で決まっているのでしょうか？

賠償が伴うような事故が起こった際、再発防止に対する消防職員に対し、どのような指導をおこなっているのでしょうか？

職員に再発防止を求めるだけでなく、自治体・住民側が日頃から備えておくことで、事故を減らせる事はないのでしょうか？以上、答弁をお願いいたします。

○峯満寿人議長 只今の件について、答弁を求めます。

◎向井康浩会計管理者 (挙手) 議長。

○峯満寿人議長 向井会計管理者。

◎向井康浩会計管理者 はい。ご質問の内容についてお答え申し上げます。

まず、「損害賠償の額の決定について」の専決処分につきましては、令和6年度は、7件となっております。

次に費用につきましては、幹事保険会社から被害者の方へ直接賠償金をお支払いする形となっていることから、歳出予算からの執行はありませんので、決算書には計上されておらず、消防組合からの負担はありません。

続いて年間保険料の算出方法につきましては、まず主契約として1万人あたりの保険料1万3,000円に、住民基本台帳に基づく人口を掛けて、その値を1万人で割った計算となります。その主契約に加え、バイスタンダー見舞金、労務トラブル保障、ドローン機体保障及び救命ボート特約などを追加したもので、令和7年度の年間保険料につきましては、90万3,960円となっております。このように、年間保険料は、主に管内人口数、消防職員数、資機材の保有台数等を基準に算出されることから、事故等により利用回数が増加することで保険料が上がるものではありません。

次に賠償を伴う事故が起こった際の再発防止策と職員への指導についてでございますが、事故報告書から事故原因に至った要因を認識するとともに、再発防止に向け、隊員間での声掛けや確認徹底を引き続き指導してまいります。

また、自治体や住民の皆様におかれましても、緊急車両の走行時に円滑な通行の確保にご協力いただくことや、違法駐車の防止など、日頃からのご理解とご協力により、事故防止につながるものと考えております。今後とも安全的確な消防活動に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

◆ 6番 (西田いく子議員) (挙手)

○峯満寿人議長 6番西田議員。

◆ 6番 (西田いく子議員) ご答弁ありがとうございました。

事故発生時の再発防止に向けては、職員の皆様への周知・指導の徹底を今後とも継続していくべきだと思います。

また、住民への協力呼びかけにつきましても、関係8市町村の広報紙への記載を求めることが含め、引き続き丁寧な広報をお願いいたします。

○峯満寿人議長 他、質疑ございませんか。

[「質疑なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。日程第15、認定第1号 令和6年度大阪南消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については原案どおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、認定第1号については、これを原案どおり認定することといたします。

○峯満寿人議長 次に、日程第16、一般質問についてですが、今回6番 西田議員、13番 西川議員より質問を受けております。

まず6番 西田議員の質問を許可します。

◆ 6番 (西田いく子議員) (挙手) 議長。

○峯満寿人議長 6番西田議員。

◆ 6番 (西田いく子議員) 大阪南消防組合の運用が地域住民にとってより良いものになったのか、この点についてお尋ねいたします。2024年(令和6年)4月から8市町村による消防体制が運用開始されており、それに伴い消防広域化が地域住民にとってこれまでより、より良いものになっていかなければならないと考えております。そこで、3点ご質問させていただきます。

1点目、この度の定例会は、消防組合として初めての決算議会となります。この1年を通じて、消防広域化したことにより実感できるメリットとしては、どのようなものがあるのでし

ようか？またデメリットはなかったのでしょうか？

2点目、今後さらに、安全・安心を向上させるため、消防に求められているものはないのでしょうか？

私は2点目でお聞きしている「安全・安心を向上させる」ためには、職員の皆様の定数を満たすことが最大の消防力アップに繋がると考えていますけれども、そこで、3点目、お尋ねいたします。この職員数は、職員体制に問題はないのでしょうか？以上、3点についてご答弁をお願いします。

○峯満寿人議長 只今の件について、答弁を求めます。

◎北野佳則総務部長（挙手）議長。総務部長、北野です。

○峯満寿人議長 北野総務部長。

◎北野佳則総務部長 お答えさせていただきます。

「大阪南消防組合の運用が地域住民にとってより良いものになったのか？」という3点のご質問についてお答えいたします。まず1点目、「この1年を通じて、消防広域化のメリット、デメリットについて」お答えします。

まず、大きなメリットとしまして、これまで各消防本部が管轄しておりました、現場到着に時間を要する境界付近への災害出場につきましては、救急車の現場到着時間が短縮しております。柏羽藤消防署管内で最大3分5秒、富田林消防署管内で最大3分16秒、河内長野消防署管内で最大1分19秒短縮しているほか、広域化前の令和5年と広域化後の令和6年を比較しますと、救急件数が増加している中で、広域化前は救急車全隊が出場しているケースが、柏羽藤消防署と河内長野消防署管内で年間100回以上あったものが、広域化後は全域で1回のみとなっており、救急体制が効率的に運用され、住民の安全・安心に繋がっていると考えております。

また、建物火災につきましても、管轄エリア全地域で第一出場から、10隊の消防車両が出場する体制をとっています、火災が発生した際の初動体制が充実強化されたことで、こちらも住民の安全・安心に繋がっていると考えております。

この他にも、組織が大きくなり、職員の研修の機会が増えたことで、人材育成に繋がっております、職員採用試験につきましても、採用希望者の増加により、優秀な人材が確保できるなど、様々なメリットがございます。

一方で、現時点において特段のデメリットは生じていないと認識しております。

次に、2点目の『安全・安心をさらに向上させるために消防に求められるもの』についてございます。

地域の安全・安心を守るために、今後、職員のさらなるスキルアップと消防・救急体制の強化、そして市町村との緊密な連携が必須であると考えております。大規模災害を含むあらゆる災害に対応するため、発足させたスーパーレスキュー隊や特別査察隊の更なる充実強化を図り、高度な知識を有する人材の育成に努めてまいります。

最後に、3点目の『職員体制について』でございます。議員ご指摘のとおり、職員定数を満たすことが消防力アップに繋がるため、定数の上限枠に向けて採用試験を実施しておりますが、自己都合退職者も毎年一定数いるため、定数上限枠までの採用に至っていないのが現状でございます。さらに、育児休業取得者の増加等による影響もございますので、引き続き職員数確保に向けて、検討を重ねてまいります。説明は以上でございます。

◆6番（西田いく子議員）（挙手）議長。

○峯満寿人議長 6番西田議員。

◆6番（西田いく子議員）ご答弁ありがとうございます。

広域化により、「救急到着時間が遅くなったらどうしましょうかね」と懸念をしておりましたけれども、救急到着時間の短縮や効率的な出動体制など、住民サービスの向上に明確な成果が見られたことを高く評価いたします。安心もいたしました。地域の安全・安心を守るために、8市町村が一緒になったメリットを住民にも知らせ、各市町村と連携しながら、住民も巻き込んで防災訓練を行う等、災害に強い地域づくりと住民の防災意識向上を引き続き推進していただくことを強く要望いたします。

一方で、職員体制の確保や自己都合退職者への対応は、今後の防災力維持に直結する重要な課題になっています。今議会でも職員の育児休業等に関する条例の改正がありましたが、子育

て支援の意味もあって男性でも女性でも育児休暇が取りやすくなっているとは思います。しかし、職員数が定数に満たないままでは、条例で保障されていてもそう簡単に育児休暇が取れるものもないと思います。

安心して育児休暇、また、有休も利用できるよう、引き続き計画的な採用と働きやすい職場環境の整備を進めていただくことを強く要望いたしまして、質問を終わります。

○峯満寿人議長 はい、次に西川議員の質問ですが、ここでこの質問に関係する追加の資料を皆さんのお手元に配布をさせていただいております、ご確認とご了承を願います。

次に 13番 西川議員の質問を許可します。

◆ 13番（西川宏議員）（挙手）議長。

○峯満寿人議長 西川議員。

◆ 13番（西川宏議員） はい、富田林市議会選出の西川宏でございます。早速ではございますが質問に入らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

大阪南消防局指令センターにおきまして、人員削減の動きがある、または既に実施されたとの情報があります。

この度の人員体制の見直しは、119番通報の受付や現場への指令という、市民の生命・財産に直結する重要な業務に深刻な影響を及ぼし、結果として市民サービスの低下や現場消防署員への過度な負担を生じさせる懸念がございます。

市民の安全に関わる重要な変更について、詳細な説明や情報提供が私の考えでは不十分であると思う現状はですね、行政の説明責任を果たす観点からも少し問題ではないかと考えます。よって、次の3点につきまして質問いたしますので明確な見解と今後の対応についてお答えください。

（1）人員削減の詳細と背景について

大阪南消防局指令センターにおいて、人員削減の事実はあるのか。あるとすれば、その削減規模、及びなぜこのタイミングで必要と判断されたのか。また、広域化前の3消防本部について、それぞれどのような体制であったのか。

業務量の変化や技術導入による効率化、また財政上の理由などがある場合には、その具体的な根拠をお答えください。

さらに、削減後の体制で、119番通報の平均応答時間や出動指令までの所要時間など、市民サービスに直結する指標にどのような影響が生じると試算されているのかお答えください。

（2）市民サービス低下及び現場負担増への認識と対策につきまして質問します。

人員削減に伴い、119番通報の遅延や指令ミスなど、市民の生命・財産を守るサービス水準に重大な影響を及ぼす可能性につきまして、どのように認識されているのかお答えください。

また、指令センターの人員削減は現場消防署員に対し過度な負担を強いることにならないのかがちょっと心配しております。現場職員の健康維持と士気確保のため、どのような具体的な対策を講じるのかについてもお答えください。

さらに、災害や大規模事故が同時発生した場合など、非常時の対応力が低下することはないのでしょうか。最悪の事態を想定したリスクマネジメント計画およびそれを補う具体策をお示しください。

（3）情報提供を行わない理由と説明責任についてお伺いいたします。

市民の安全に直結する重要事項であるにもかかわらず、人員削減の詳細やその影響について、市民、特に議会に対して適切な情報提供・説明を行わない理由は何なのか。

私がこの情報を耳にした際に良し悪しの判断は別としましてですね、議員全員に情報提供するようにお願いいたしましたが、実施していただけなかったという経緯がございます。その判断に至った考え方について説明をお願いいたします。

また、今後、市民の不安を払拭し行政の透明性を高めるために、削減の詳細・影響試算・対策について、具体的に説明をお願いいたします。

○峯満寿人議長 只今の件について、答弁を求めます。

◎市原英和指令センター長（挙手）議長。消防指令センター長、市原です。

○峯満寿人議長 市原消防指令センター長。

◎市原英和指令センター長 はい。お答えいたします。

まず、消防指令センターの現在の勤務体制についてご説明いたします。消防指令センターは、

24時間勤務の指令第一課および指令第二課の2部体制で、各課に12名を配置しております。1日の最低勤務人員は7名で、24時間の中で休憩時間を確保しつつ、119番通報を中心とした災害受信の窓口業務を行っております。

次に、「人員削減の詳細と背景について」でございますが、消防指令センター全体としての人員削減を行ったものではなく、限られた職員数の中で消防力を最大限発揮するため、深夜帯（0時から5時）における勤務人員を3名から2名に変更したものです。深夜帯の勤務体制については、消防広域化前の協議において、柏原羽曳野藤井寺消防組合及び河内長野市消防本部がそれぞれ指令員1名・警備課員1名の2名体制、富田林市消防本部は指令員1名・警備課員2名の3名体制で運用していた経緯があります。ここで言います警備課員とは、火災等の受信をしますと現場へ出場いたします。

新体制の検討にあたっては、全国41消防本部の運用状況を調査し、119番受信件数が同規模以上の枚方寝屋川消防組合及び東大阪市消防局を特に参考とした結果、2名体制が適正と判断いたしました。ただし、広域化当初地理的な不安が残ることや、車両の動態管理方法の違いなど諸問題があったため、深夜帯に限り柏羽藤署の警備課員1名を応援勤務とし、3名体制で運用してまいりました。

広域化から約1年半が経過し、指令課員による地理的把握の向上や、車両動態管理の統一など諸問題が解消されたこと、また深夜帯の入電件数が昼夜間帯に比べて大幅に減少していることなどを踏まえ、令和7年10月14日から試行的に2名体制へ移行しております。既に約1か月が経過しましたが、応答時間や出動指令までの所要時間に変化はございません。

続きまして、「住民サービスの低下および現場負担増への認識と対策」についてお答えいたします。2名体制となり、119番通報が重なり対応が困難な場合は、休憩時間帯の指令センター職員を即時に呼び出し、また複数の災害や大規模災害が発生した場合には当直者7名で対応いたします。これにより、災害受信や医療情報案内などの住民サービスが低下することはございません。さらに、2名体制にすることで、従前指令センター勤務を行っていた警備課員の労務負担が軽減され、火災・救助事案に全力を注げるようになり、現場対応力の向上が期待されます。したがって、現場隊員への過度な負担が生じることはありません。

最後に、「情報提供を行わなかった理由」についてですが、深夜帯2名体制は当初からの運用案であり、住民サービスに大きな影響を及ぼすものではないと判断したため、情報提供を行いませんでした。

今後は、議員からのご指摘を踏まえ、住民サービスに関わる重要事項については、議員の皆様への情報提供を適時に行うとともに、住民の皆様に対してもホームページ等を活用し、積極的な広報活動を実施してまいります。以上で答弁を終わります。

◆13番（西川宏議員）（挙手）議長。

○峯満寿人議長 13番 西川議員。

◆13番（西川宏議員） はい、ご答弁ありがとうございました。それでは意見と要望を少し述べさせていただきます。

まず今回質問させていただいた経緯ですけれども、情報提供について私が知ったときに、色々とお伺いして「情報提供を議員にしてください」とお願いしていたにもかかわらず、説明だけにとどまって話が進まなかつたという経緯があったため今回質問させていただきました。その際私のほうで少し不信感を抱いたというのが事実でございます。

また、この点に関しまして、今回いろいろと説明いただきましたので またこれから一緒にしっかりと市民のために頑張っていきたいと思います。

また、ご答弁の中で「住民サービスが低下することはない」と、また「住民サービスに大きな影響を及ぼすものではない」というご答弁があるのですけれども、今日お配りしていただきました資料で、これを見ただけではやはり我々の立場ではわからない、特に縮小する業務というふうに書かれておりまして、例えばこの3番目の病院照会のところでは、照会をなくして、情報センターや安心センター、#7119というご質問いただいたのですけれども、そちらを案内すると、こういうことがやはり直接ですね、いろいろ考えてやってくださっているのももちろんわかっているのですが、市民に直接影響がないというふうに言い切られると、どうなのかなという私達の立場としては思いますので、今後、一緒になって情報提供、また市民の安心・安全に繋げていただければと思いますので今後ともよろしくお願ひいたします。

以上です。ありがとうございました。

○峯満寿人議長 日程第16一般質問について通告は以上となります。

○峯満寿人議長 ここでさきほどの休憩中に議会運営委員会委員長から、会議規則第96条により、お手元に配付いたしました写しのとおり、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査を日程に追加し、議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続調査について、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起る]

○峯満寿人議長 ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○峯満寿人議長 以上で付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和7年度大阪南消防組合第3回定例会を閉会いたします。

△閉会 午前11時34分

○峯満寿人議長 本日は慎重なるご審議誠にありがとうございました。

提出されました案件は、すべて適正な議決とし、かつ円満裡に閉会させていただきましたことに心からお礼申し上げます。なお、引き続き、事務局より事務連絡がありますので、ご協力をお願いいいたします。ありがとうございました。

◎日山達男書記長 はい、長時間ご審議お疲れ様でございました。事務局より2件行事予定についてご説明をいたします。

1件目消防出初め式の開催について、でございます。出初式につきましては、各市町村の行事となりますので、お手元の資料に日程を記載させていただいております。柏原市羽曳野市藤井寺市につきましては従前のとおり3市合同での開催となり、今回の場所は柏原市となっております。

次に次回、令和8年第1回定例会の日程でございますが、令和8年1月30日13時30分からを予定しております。行事予定の説明は以上でございます。

なお、この後、議員の皆様、管理者、副管理者の皆様に新たに更新いたしましたはしご車と大型水槽車のご説明をさせていただきたいと思います。場所は1階のガレージ前となっております。お荷物はお持ちの上、職員がご案内いたしますのでご移動をよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○峯満寿人議長 ご協力ありがとうございました。これにて散会いたします。

地方自治法第123条第3項によりここに署名する。

大阪南消防組合議会

議長

辰巳真司

大阪南消防組合議会

副議長

三島克則

大阪南消防組合議会

新議長

斎滿司人

大阪南消防組合議会

15番議員

奥山歩

大阪南消防組合議会

16番議員

阪本菜津代